

国際大会代表派遣に関する西日本区内規

毎年夏開かれる国際ワイズメンズクラブ協会（略称、国際協会）の国際大会または地域大会に、西日本区内のワイズメンを代表として派遣することに関し、選考方法、資格、条件、代表の種別等について次のように内部規定を設ける。

この内規は、国際協会がBF代表に関する規定を改めた場合には、それによって自動的に変更される。

代表選考の区内手続方法

1. 国際大会または地域大会にBFの補助により出席する西日本区代表の選考は、おおむね次の方法による。
 - (1) 理事は、BFECから派遣枠の通知があった場合、毎年11月1日までにクラブに対し候補者の推薦方を公募する。
 - (2) クラブ会長は、会員中に適当な候補者がいるときは、資格条件に関する所要の資料を添えて指定の日までに理事に推薦する（総主事または主任主事の推薦状を添えること）。
ただし数名の希望者があるときはクラブ内で選定し、正式代表数以内を推薦する。
 - (3) 理事は、候補者の資格条件と、その可能性とを十分に選考した上で順位をつけ、代表の種別を仮に決める。
 - (4) 順位にしたがって候補者に面談し、各方面の可能性を確かめた上で仮決定を再確認する。
 - (5) 仮に決定した候補者を（11月15日までに）区理事から地域会長に連絡する。
 - (6) 全般的に確実性を見届けたなら、国際協会に正式に推薦する。推薦状には、略歴書、資格条件、写真（ネガがよい）、資金計画、旅程（大会出席前後5週間指定通りクラブ訪問旅行をする）その他訪問先の希望などを添える必要がある。
ITCから本人に知らせがあるので、海外渡航やビザの手続をさせる。
 - (7) 代表が決定したら、西日本区大会に報告し、代表として正式に指名し紹介する。

代表選考の資格条件

2. 理事が、候補者から代表を選考するに際して必要とする資格条件は、次の諸点にわたる。
 - (1) 代表は、正規のワイズメンとしてクラブ活動に参加し、ワイズメン精神をよく理解した人で、次のような諸条件を備えていることが特に望ましい。
 - イ クラブ会員として在席した年数が長い人（略歴に入会日、何年何か月間継続などを記入する）。理事は、4月報と10月報の国際協会報告中のロスターに氏名が登録されているかを確認すること。
 - ロ 出席記録がよい人（過去3年間の出席率を記入する）
 - ハ クラブ役員をした経験のある人（略歴に記入すること）
 - ニ クラブ委員をした経験のある人（略歴に記入すること）
 - ホ 西日本区大会と部会に、クラブ代表として出席した経験のある人（略歴に記入すること）
 - へ 西日本区役員をした経験のある人（略歴に記入すること）
 - ト 理事が必要と認めるその他の諸条件
 - (2) 代表は、国際大会または海外の各クラブを親善大使として訪問したとき、例会などで英語の話しができる人でありたい。
 - イ 英語講演をした経験のある人または、その能力のある人（講演した会合と時間を略歴に記入する）
 - ロ 英語（その他の外国語）で会話や作文の力がある人（優、良、可、否と記入）
 - ハ よい社交性に加えて望ましい特技のある人（手品、民謡、民踊、独唱、スポーツ、生花、茶の湯、料理などを記入する）
 - (3) その他考慮に加える条件
 - イ 所属クラブの状態はどうか（正当なクラブか、国際協会の半年報を規則正しく提出しているか、新入会員の入会金や国際会費を正しく納めているか）所属するクラブが、一人あたり5米ドル以上のBF献金をしている事。
 - ロ YMCAとの関係はどうか（会員年数、役の如何、出席した会議など）
 - ハ 教会との関係はどうか（所属教会名、役の如何）
 - ニ 健康状態はどうか（優、良、可）
 - ホ 職業との関係はどうか（休暇が与えられるか、出張扱いとなりうるか）
 - へ 家族関係はどうか（妻子名や年齢など）
 - ト 資金関係はどうか（どの位負担できるか、場合によっては全額負担できるか）
 - (4) 国際協会のBF支出委員会（BFEC）が承認した場合、ワイズメネット、YMCA職員、YEEP学生にもBF補助金が交付される。

代表の種類（BFポリシーによる）

3. BF代表には全額補助（Full grants）と一部補助（Partial grants）があります。
 - (1) 全額補助代表
全額補助のBF代表は3週間～5週間、他地域のクラブを目的（例えば、国際プログラムやプロジェクトの推進、国際理解の深化、他地域間のワイズダムの学び合い、情報交換など）を持って訪問します。全額補助BF代表はワイズダムの大使と言うべきものです。
 - (2) 一部補助代表
一部補助のBF代表は国際または地域大会にのみ出席するものに与えられます。補助は実費の半額以内です。大会出席のほかは義務がありません。

代表の責務

4. 代表は、全てのワイズメンズ運動の発展にたいし貢献する責務がある。
- (1) 海外において代表は次のような期待を持たれていることを認識すること。
- イ ITC、ATC、RTC との連絡を密にして、その指示を仰いで行動すること。
 - ロ 大会出席中いろいろなプログラムに十分目立つように積極的に参加すること。
 - ハ 国際協会の主な役員（会長、ICM、ISD、ASD）に会い、大会中に適当な機会に個人的に話すこと。
 - ニ 出来る限り多くの代表、特に海外代表との交わりを厚くすること。
 - ホ クラブ訪問先でワイズメンにふさわしく行動し、相互の理解とよりよき友情を深めること。
 - ヘ その他、この訪問が関係者一同に好感が持たれるよう行動すること。
- (2) 西日本国内で次のような期待を持たれていることを認識すること
- イ 代表は公に紹介されるためその年の区大会に出席すること。
 - ロ 帰国後、大会の様様、クラブ訪問、その他報告書を西日本区に3部提出すること。
 - ハ 部会や他クラブの要望に応じて出来る限り報告すること。
 - ニ 全額補助 BF 代表は帰国後短期間でも（できるだけ1週間）区内の数個のクラブを選び訪問するため旅行すること。この場合、区より幹線特急自由席券を支給し、クラブは滞在費を出すこと。

BF 代表の申請は BF デリゲート申請書（西日本区 HP）を参照してください。

| | | | | | |
|---------|--------------|---------|-----------|-------|--------------|
| 1957年 | 第12回日本区大会で承認 | 1964年4月 | 協会規定により修正 | 1992年 | BFマニュアルにより修正 |
| 1997年7月 | 修正 | 2007年3月 | 修正 | | |